

# 第1回 宮川外大規模氾濫減災協議会

## 議 事 次 第

日時：平成30年7月30日(月) 15:00～

場所：三重県伊勢庁舎4階 401会議室

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
  - 1) 大規模氾濫減災協議会について
  - 2) 規約（案）について
  - 3) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組方針に対する主な取組状況・取組予定
  - 4) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組方針に対する各機関取組事例
  - 5) 意見交換
4. 閉会

(配付資料)

- 資料 1 議事次第・出席者名簿・配席図
  - 資料 2 大規模氾濫減災協議会について
  - 資料 3 宮川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）
  - 資料 4 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく各水系の減災に係る取組方針に対する取組状況・取組予定
  - 資料 5 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく各水系の減災に係る取組方針に対する各機関の取組事例
- 
- 参考資料 1 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく宮川水系の減災に係る取組方針
  - 参考資料 2 宮川圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組
  - 参考資料 3 概ね 5 年間で実施する取組内容
  - 参考資料 4 あなたのまちに水位計を
  - 参考資料 5 防災教育シンポジウム

# 第1回 宮川外大規模氾濫減災協議会

## 出席者名簿

所 属	役職名	氏 名
伊 勢 市	市長	鈴木健一 (代理：副市長 藤本亨)
多 気 町	町長	久保行央
大 台 町	町長	大森正信
玉 城 町	町長	辻村修一
度 会 町	町長	中村順一
大 紀 町	町長	谷口友見 (代理：副町長 服部吉人)
南伊勢町	町長	小山巧 (代理：防災課長 山本秀歩)
三 重 県 松阪建設事務所	所長	佐竹元宏
三 重 県 伊勢建設事務所	所長	山口尚茂
三 重 県 松阪地域防災総合事務所	所長	原田孝夫
三 重 県 南勢志摩地域活性化局	局長	福井夏美
三 重 県 県土整備部 施設災害対策課	課長	梅谷幸弘
三 重 県 県土整備部 河川課	課長	松本英之
気 象 庁 津地方气象台	台長	黒川美光
国土交通省 三重河川国道事務所	所長	岩下友也

(敬称略)



# 大規模氾濫減災協議会について

平成30年7月30日

宮川外大規模氾濫減災協議会

- 平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風第10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、**「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」**へと意識を根本的に転換し、**水防災意識社会の再構築への取組が必要**。
- 「**逃げ遅れゼロ**」「**社会経済被害最小化**」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築を図る**水防法等の一部を改正する法律**が平成29年6月19日に**施行**。

## <大規模氾濫減災協議会制度の創設>

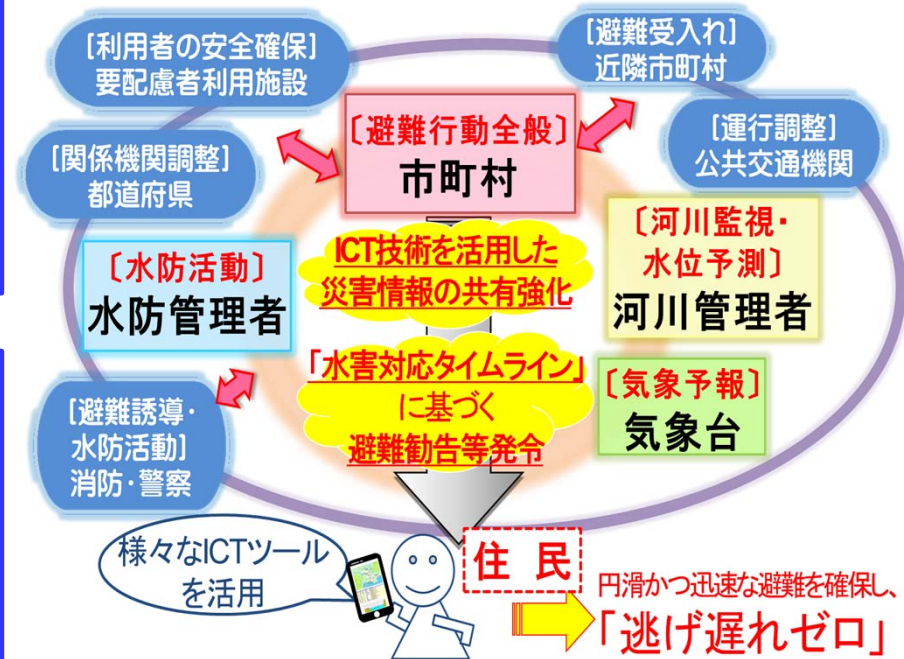
- ◆ 多様な関係者が連携し、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため「大規模氾濫減災協議会」制度を創設

### 対象河川

- 大規模氾濫減災協議会は、**洪水予報河川**又は**水位周知河川**を対象
- **国管理河川**は、大規模氾濫減災協議会の組織を**義務付け**  
(水防法第15条の9 第1項)
- **都道府県管理河川**は、地域の実情を踏まえ**組織することができる**  
(水防法第15条の10 第1項)

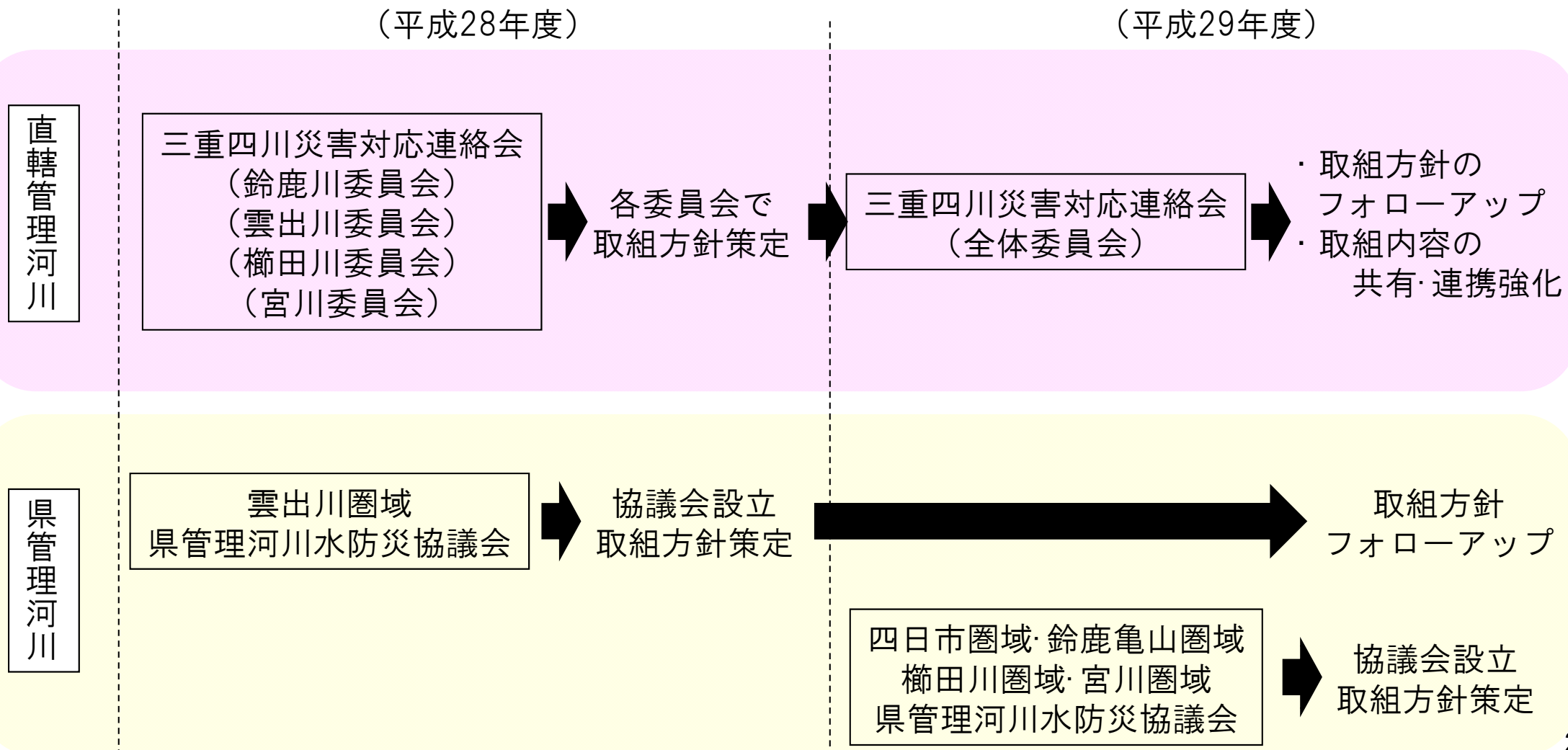
### 設置単位等

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組として**既に組織している協議会**を法律上の「大規模氾濫減災協議会」へ改組
- 設置単位は、これまでの協議会と同様に、協議会の構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、**圏域や行政界などを考慮して複数の河川をまとめて組織することも可能**



# 三重四川に係る水防災意識社会再構築ビジョンの取組について

- 直轄管理河川については、平成28年度に三重四川災害対応連絡会の規約を改訂し、減災に係る取組を議論し、取組方針を策定。
- 県管理河川については、雲出川圏域は平成28年度に設立し、取組方針を策定。その他圏域については平成29年度に水防災協議会を発足し、取組方針を策定。



# これまでの協議会の取り扱いについて

- 直轄管理河川については、従来の三重四川災害対応連絡会を廃止。
- 県管理河川については、平成28年度及び平成29年度に設置した各圏域の水防災協議会を廃止。
- 平成30年度より法律上の協議会への改組にあわせて、新たに直轄管理河川・県管理河川を統合した流域全体を協議する大規模氾濫減災協議会を設置。

(平成29年度以前)

(平成30年度)

直轄管理河川

三重四川災害対応連絡会 (鈴鹿川委員会)  
三重四川災害対応連絡会 (雲出川委員会)  
三重四川災害対応連絡会 (櫛田川委員会)  
三重四川災害対応連絡会 (宮川委員会)

廃止

県管理河川

四日市圏域 県管理河川水防災協議会  
鈴鹿・亀山圏域 県管理河川水防災協議会  
雲出川圏域 県管理河川水防災協議会  
櫛田川圏域 県管理河川水防災協議会  
宮川圏域 県管理河川水防災協議会

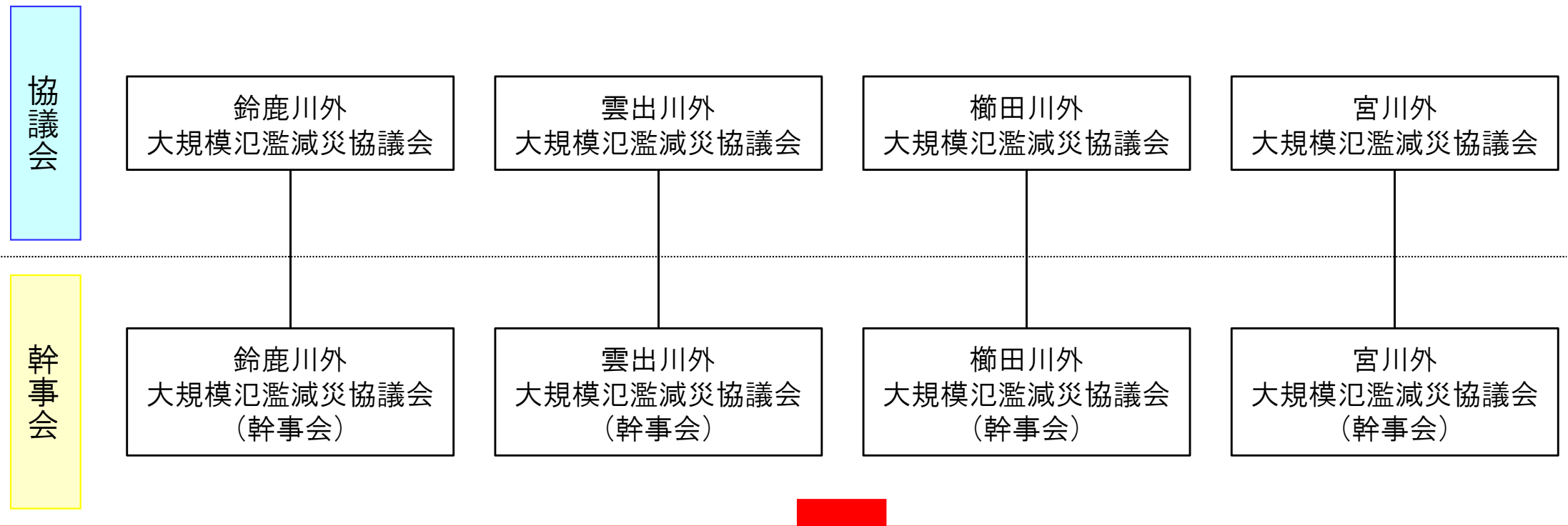
廃止

統合

大規模氾濫減災協議会



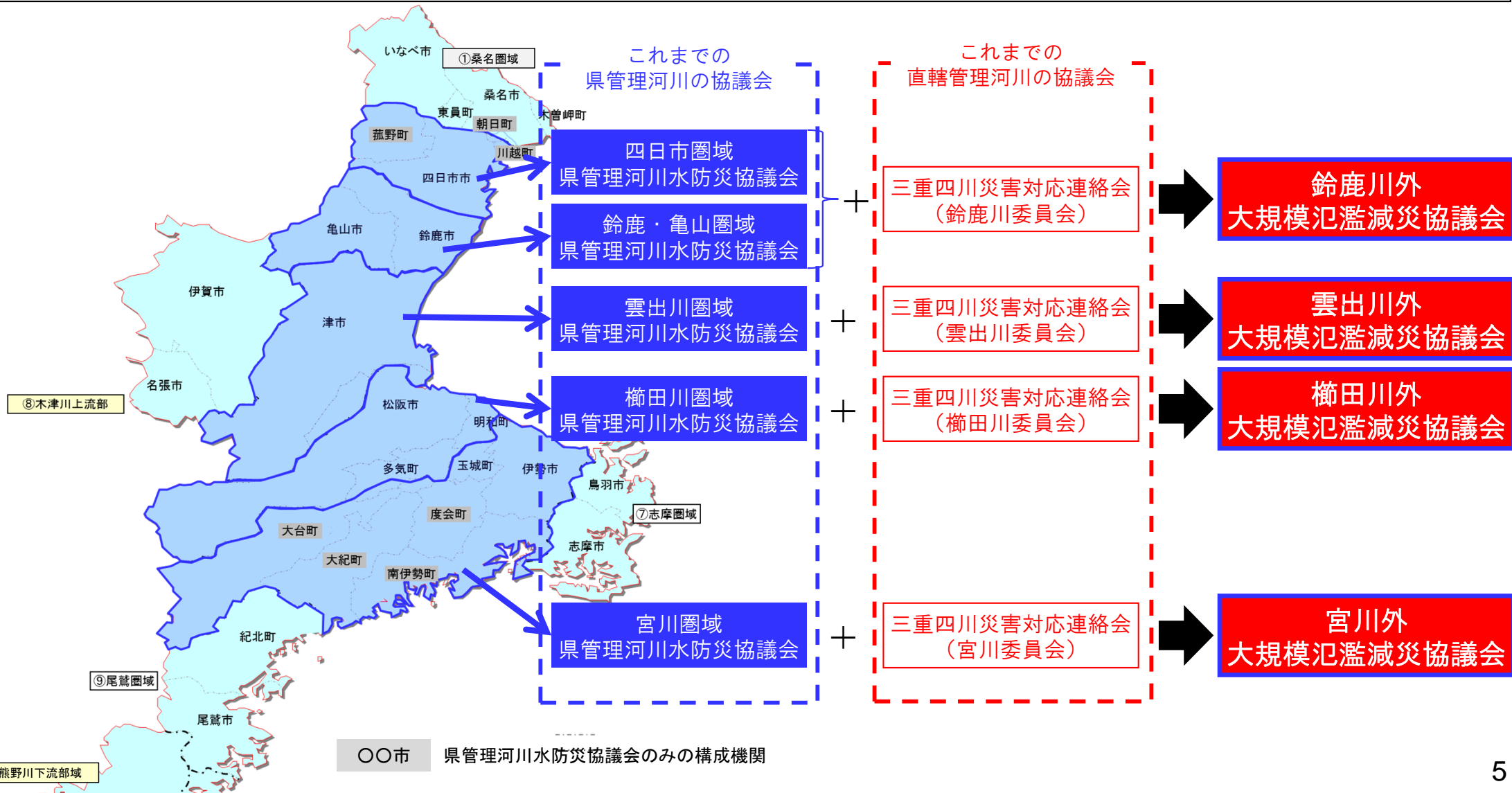
- 水防法第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会を新たに設置。
- 大規模氾濫減災協議会は、過年度に取組方針を策定した三重四川災害対応連絡会の4水系の委員会とそれに係る県管理河川水防災協議会を統合。
- 協議会及び幹事会を置き、取組状況のフォローアップをし、効果的・効率的に推進。
- 地域間の連携強化のため、各協議会の合同協議会を開催することも可能。



必要に応じて合同協議会の開催にて地域間の連携強化

# 各大規模氾濫減災協議会の構成について

- 新たに設置する大規模氾濫減災協議会の直轄と県の統合単位は下記のとおり。
  - 【国】 三重四川災害対応連絡会の各河川の構成機関
  - 【県】 県管理河川水防災協議会の各圏域の構成機関
- 県管理河川水防災協議会のみ構成機関もあるが、各圏域単位は維持し統合。



# 大規模氾濫減災協議会の構成機関について

● 各大規模氾濫減災協議会の構成機関については、下表のとおり。

<凡例>  直轄のみの構成員  
 県のみ構成員

委員会・幹事会	管理主体	関係機関	2		1	11											16																30				
			国	気象庁	津地方気象台	県	四日市建設事務所	四日市地域防災総合事務所	鈴鹿建設事務所	鈴鹿地域防災総合事務所	津建設事務所	津地域防災総合事務所	松阪建設事務所	松阪地域防災総合事務所	伊勢建設事務所	南勢志摩地域活性化局	四日市市	川越町	朝日町	菰野町	鈴鹿市	亀山市	津市	松阪市	伊勢市	多気町	明和町	玉城町	大台町	度会町	大紀町	南伊勢町	国・気象庁	県	市町村	合計	
鈴鹿川外	国	三重四川災害対応連絡会	鈴鹿川委員会	○	○	○	○									○																		2	3	3	8
	県	四日市圏域県管理河川水防災協議会		○	○		○									○	○	○																2	2	4	8
	県	鈴鹿圏域県管理河川水防災協議会		○	○			○	○										○	○														2	2	2	6
	鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会		○	○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○													2	5	6	13
雲出川外	国	三重四川災害対応連絡会	雲出川委員会	○	○	○				○	○											○	○											2	3	2	7
	県	雲出川圏域県管理河川水防災協議会		○	○					○	○	○	○										○	○										2	4	2	8
	雲出川外大規模氾濫減災協議会		○	○	○					○	○	○	○										○	○										2	5	2	9
榑田川外	国	三重四川災害対応連絡会	榑田川委員会	○	○	○						○											○	○	○								3	2	3	8	
	県	榑田川圏域県管理河川水防災協議会		○	○							○	○											○	○	○								2	2	3	7
	榑田川外大規模氾濫減災協議会		○	○	○	○						○	○											○	○	○								3	3	3	9
宮川外	国	三重四川災害対応連絡会	宮川委員会	○	○	○						○	○											○		○								2	3	2	7
	県	宮川圏域県管理河川水防災協議会		○	○							○	○	○	○									○	○		○	○	○	○				2	4	7	13
	宮川外大規模氾濫減災協議会		○	○	○							○	○	○	○									○	○		○	○	○	○				2	5	7	14

# 過年度に策定した取組方針の取り扱い

- 下表のとおり、国・県管理河川それぞれの取組方針については、概ね同じような項目で構成。
- 各取組方針のうち、共通する項目を大規模氾濫減災協議会の重点項目として、位置づけ協議・共有。
- その他の項目については、幹事会の場でフォローアップを実施。

取組方針 大項目	直轄	県管理河川				
		四日市圏域	鈴鹿・亀山圏域	雲出川圏域	櫛田川圏域	宮川圏域
避難行動	1)迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組	1)円滑かつ迅速な避難のための取組	1)円滑かつ迅速な避難のための取組	1)住民が自らの水害・土砂災害リスクを再認識し、適切な避難行動を行うための情報提供を確実にを行う取組	1)円滑かつ迅速な避難のための取組	1)円滑かつ迅速な避難のための取組
	2)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動の取組					
水防活動	3)洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取組	2)的確な水防活動のための取組	2)的確な水防活動のための取組	2)洪水被害軽減のための水防活動等を迅速・的確に行う取組	2)的確な水防活動のための取組	2)的確な水防活動のための取組
ハード対策	4)河川管理者が実施するハード対策	3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	3)越水が発生した場合でも・(略)・避難時間を確保するための取組や洪水氾濫を未然に防ぐための取組	3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
土砂災害	—	4)土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組	4)土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組	4)土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組	4)土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組	—

## <協議会と幹事会のイメージ>

### <協議会> ※首長の参加を前提

三重河川管内各水系(4水系)+4水系に係る各県協議会

- ・ 減災に係る取組事例の紹介等による情報共有
- ・ 浸水被害の軽減を実現するため、近隣の各構成員がそれぞれ又は連携して、実施する取組事項については、協議・共有する

国・県の各取組方針（概ね5年間）

国・県の各取組方針  
→重点項目の協議・共有、フォローアップ

※国・県がそれぞれ作成する「取組方針」を活かしながら、  
両者の取組みの中から重点項目などを設定して協議会で協議・  
共有する。今後、具体的な取組方法や内容を調整、検討。

### <幹事会>

三重河川管内各水系(4水系)+4水系に係る各県協議会

- ・ 委員会の運営に必要な情報交換
- ・ 減災に係る取組事項について各種調整を実施し、委員会に報告

※幹事会も統合を基本とするが、委員会の重点項目以外の項目について市町ごとの個別協議も可能とする。関係職員の業務の重複・煩雑化を避けるような考慮が必要。

国の取組方針（概ね5年間）

国の取組内容（32項目の緊急行動計画）  
作成・フォローアップ

県の取組方針（概ね5年間）

県の取組内容（32項目の緊急行動計画）  
作成・フォローアップ



必要に応じて合同協議会の開催にて地域間の連携強化

- 委員会においては、国・県のそれぞれの協議会において策定した取組方針より重点項目を選定し、協議・共有。
- 重点項目については、国・県の取組内容の共通項目とし、水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画の中で、流域全体で重点的に取組む必要のあるものを選定し、各機関の取組状況の共有を図り、取組を推進。
- 取組の進捗状況によっては、重点項目の見直しを実施。
- 河川管理者の実施するハード対策等については、報告事項。

## <重点項目>

- ☆ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知
- ☆ 小中学校における水災害教育の実施
- ☆ 要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進

## <報告項目>

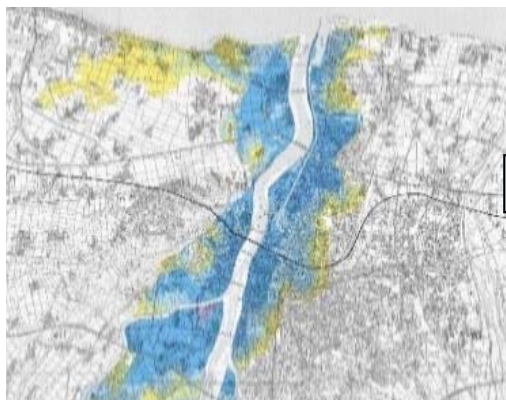
- ◎ 洪水を安全に流すためのハード対策
  - ・ 堤防整備、河道掘削
  - ・ 堆積土砂の撤去
- ◎ 危機管理型ハード対策
  - ・ 堤防の天端舗装
  - ・ 堤防裏法の保護
  - ・ 堤防表法余裕高部分の張りコンクリート
- ◎ 危機管理型水位計の設置

- H27.5月の水防法の一部改正により、**想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域**を河川管理者が指定・公表。
- **早期に避難が必要な氾濫流・河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域**もあわせて公表。
- 想定最大規模の浸水想定区域図をもとに、**市町において洪水ハザードマップを作成**。

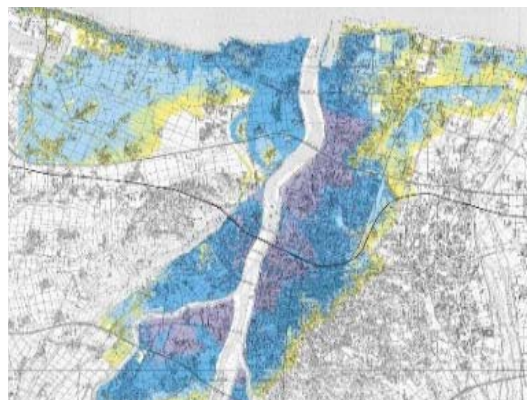
## 水防法改正の概要

洪水に係る**浸水想定区域**について、**想定し得る最大規模の洪水に係る区域**に拡充

(現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域)



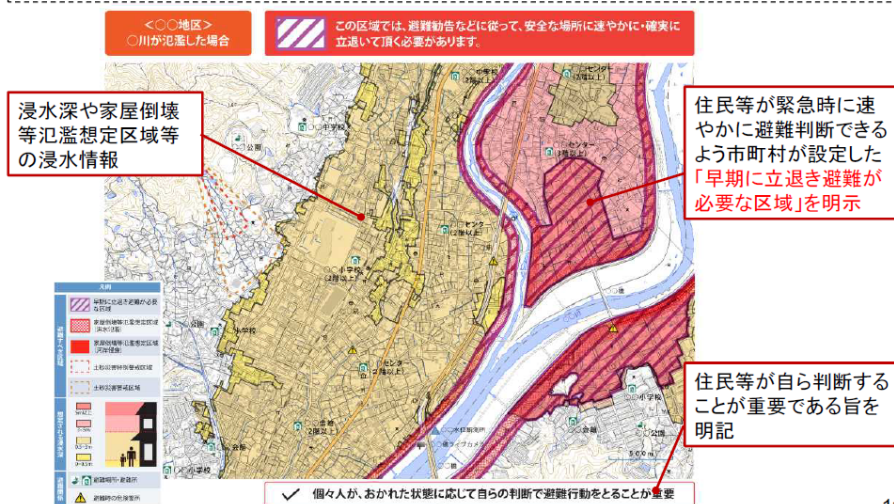
河川整備において基本となる降雨を前提  
(100~200年確率)



想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域  
(概ね1000年以上の確率)

## ハザードマップの作成

生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域などを、市町村において早期の立退き避難が必要な区域として設定し、ハザードマップに表示しています



## 「水防災意識社会の再構築」に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組 (H29.6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	<p>【国・都道府県管理河川共通】 平成27年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。</p> <p>【国管理河川】 平成29年6月までに全109水系において作成・公表。</p>	<p>【都道府県管理河川】 平成30年出水期までに、協議会の場等を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」にとりまとめ、順次作成・公表。</p>

# 【重点項目②】小中学校における水災害教育の実施

- 住民一人一人が災害時適切な避難行動をとる「能力」を養う必要があり、自然災害への「心構え」と「知識」を備えた個人を育成するためには、**幼少期からの防災教育を進めることが効果的。**
- **H29.3月に小中学校の学習指導要領等が改訂**され、自然災害に関する内容が充実。
- H32年度より小学校にて新学習指導要領の全面実施に向けて、**指導計画案の作成等防災教育の支援。**

## 主体的な行動による避難の実現に向けて

- 自ら考え、安全に逃げることができる子供たちを育む
- 定期的な避難訓練により、自然と逃げれる子供たちを育む



東京都平山小学校での「生き抜く科」授業  
生徒自らが考えた安全な避難経路を発表



高知県黒潮町での訓練  
津波の届かない高台まで避難

先行事例を参考に

## ＜先生方と連携し「指導計画」の作成の支援を実施＞

	「自然災害の防止」を教える流れ
第1回	どのような自然災害が発生するか (災害のメカニズム等)
第2回	自然災害が起きたら、何が 必要か (危険な場所を考える、情報収集等)
第3回	[まとめ]命を守るために必要なこと (上記の振り返りや避難訓練等)



国土交通省

めあて: 自然災害に備えて自分たちができることはなんだろう。

**風水害に備えてふだんからできること**

- ひなんする場所を調べておく。
- ひなん場所への道を調べておく。

**風水害がおこった時にできること**

- ・川の水位に注意する
- テレビやラジオで天気や防災情報を確認する

⇒ **ハザードマップ**

ハザードマップ

まとめ:  
風水害に限らず自然災害に備えて、  
ふだんから自分にできる備えを行うことが大切である。

## 「水防災意識社会の再構築」に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組 (H29.6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
防災教育の促進	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。</li> <li>・平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。</li> </ul> <p>(防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)</p>



# 【重点項目③】要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進

- H28年台風10号により岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名が死亡。
- これをうけ、H29.6月の水防法等の一部が改正により、洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、**避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務化**。
- 都道府県及び市町村の**関係部局が連携して**、避難確保計画作成及び避難訓練実施の**支援を実施**。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	<b>義務</b>	<b>義務</b>

※ 土砂災害防止法では、義務を新設



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

## 「水防災意識社会の再構築」に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組 (H29.6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者利用施設への説明会の開催。(平成29年6月までに全47都道府県で実施済み)</li> <li>・ 平成29年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。</li> <li>・ 平成29年6月に「土砂災害警戒避難ガイドライン」を改訂するとともに、「避難確保計画作成の手引き」(土砂災害)を作成。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。</li> <li>・ 平成33年度までに対象の要配慮者利用施設(浸水：31,208施設、土砂災害：7,325施設(重複含む)※)における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。(※平成28年3月現在の施設数)</li> <li>・ 避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。</li> <li>・ 平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。</li> </ul>

- 国土交通省では、H29年度に「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き」や「避難確保計画作成の事例集」を公表。
- 津市をモデル地区として、講習会を開催し、「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成。

## 避難確保計画作成の手引き

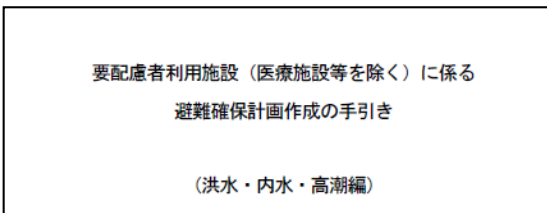
手引きの他、作成支援編及び雛形も含めて公表

## 計画作成の事例集

岩手県、岡山県、兵庫県の施設を事例に計画作成のポイントや検討過程をとりまとめ

## 講習会の企画・運営マニュアル

・施設の管理者等に計画作成の必要性の理解、計画作成を支援するための講習会を効率的・効果的に開催することを目的にとりまとめ。  
 ・市町村の担当者の負担軽減のため、講習会資料のフォーマットもあわせて公表



要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る  
避難確保計画作成の手引き

（洪水・内水・高潮編）



要配慮者利用施設における  
避難確保計画作成の手引き別冊  
（作成支援編・様式編）



高津市  
の災  
に  
対  
し  
と  
が  
ま  
で  
計  
画  
加  
入  
進  
捗  
情  
報  
選  
別



【様式編】

洪水時の避難確保計画

【施設名: 】

平成  年  月  日 作成



要配慮者利用施設における  
避難に関する計画作成の事例集  
（水害・土砂災害）

平成29年8月 初版

資料2



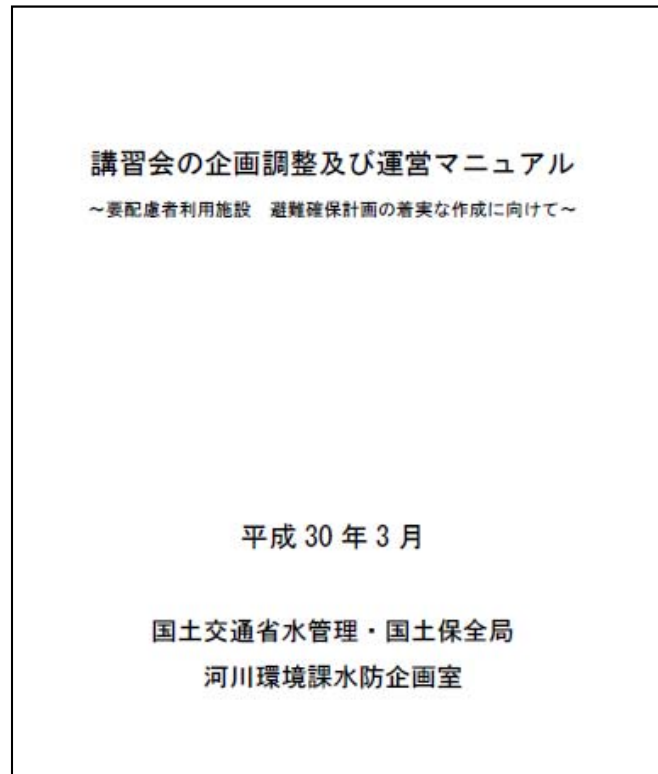
写真：平成28年台風10号要配慮者利用施設被災状況  
岩手県岩泉町（撮影 国土地理院）



内閣府（防災担当）  
消 防 庁  
厚 生 省  
国 土 交 通 省  
気 象 庁



内閣府（防災担当）  
消 防 庁  
厚 生 省  
国 土 交 通 省  
気 象 庁



講習会の企画調整及び運営マニュアル

～要配慮者利用施設 避難確保計画の着実な作成に向けて～

平成 30 年 3 月

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室

## 宮川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）

### （設置）

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 及び 第 15 条の 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として「宮川外大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### （目的）

第 2 条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び二級河川における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。また、水害防止・軽減を図るため、関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図る。

### （協議会の実施事項）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- ① 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- ③ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

### （協議会の対象河川）

第 4 条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表－ 1 に掲げる水系を対象河川とする。

(協議会の組織)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって組織する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会、雲出川外大規模氾濫減災協議会、櫛田川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。

(協議会)

第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は各委員を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事を置き、各役員については別表－4の職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
- 3 幹事会は、水害時における協力・連携を図るため、災害関連情報や水防関連情報等を関係機関相互で情報共有する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課、三重県 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成 年 月 日から施行する。

別表－1 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	宮川水系
二級水系	大堀川水系 江川水系 外城田川水系 泉川水系 五ヶ所川水系 伊勢路川水系 大川水系 大江川水系 河内川水系 村山川水系 小方川水系 古和川水系 奥川水系

別表－２ 協議会 構成機関

関係機関	構成機関
国	三重河川国道事務所
気象庁	津地方気象台
県	県土整備部 施設災害対策課
	県土整備部 河川課
	松阪建設事務所
	伊勢建設事務所
	松阪地域防災総合事務所
	南勢志摩地域活性化局
市町	伊勢市
	多気町
	大台町
	玉城町
	度会町
	大紀町
	南伊勢町

別表－3 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職	
国	三重河川国道事務所	所長	会長
気象庁	津地方气象台	台長	
県	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	松阪建設事務所	所長	
	伊勢建設事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所	所長	
	南勢志摩地域活性化局	局長	
市町	伊勢市	市長	
	多気町	町長	
	玉城町	町長	
	大紀町	町長	
	度会町	町長	
	大台町	町長	
	南伊勢町	町長	



別表－４ 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職
国	三重河川国道事務所 副所長	幹事長
気象庁	津地方气象台 防災管理官	
県	県土整備部 施設災害対策課 水防対策班長	副幹事
	県土整備部 河川課 計画班長	副幹事
	松阪建設事務所 副所長兼室長	
	伊勢建設事務所 副所長兼室長	
	松阪地域防災総合事務所 副所長兼室長	
	南勢志摩地域活性化局 副所長兼室長	
市町	伊勢市 危機管理部 課長	
	維持課 課長	
	多気町 総務課 課長	
	建設課 課長	
	大台町 防災安全課 課長	
	建設課 課長	
	玉城町 総務課 課長	
	建設課 課長	
度会町 防災・環境課 課長		
建設課 課長		
大紀町 防災安全課 課長		
建設課 課長		
南伊勢町 建設部 土木課 課長		
防災対策課 課長		

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく  
減災に係る取組方針に対する  
主な取組状況・取組予定

---

平成30年7月30日

宮川外大規模氾濫減災協議会

# 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災に係る取組方針

宮川外大規模氾濫減災協議会

- ・平成29年度までに策定した取組方針のうち、主な取組状況及び取組予定について共有。
- ・直轄、県管理河川の取組のうち、河川管理者の実施したものを中心に紹介。

取組方針 大項目	直轄	県管理河川
		宮川圏域
①迅速かつ的確な避難行動の取組	1)迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組	1)円滑かつ迅速な避難のための取組
	2)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動の取組	
②的確な水防活動のための取組	3)洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取組	2)的確な水防活動のための取組
③河川管理者が実施するハード対策	4)河川管理者が実施するハード対策	3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

# 洪水浸水想定区域図の策定・公表

①迅速かつ的確な避難行動の取組

【重点項目①】

宮川外大規模氾濫減災協議会

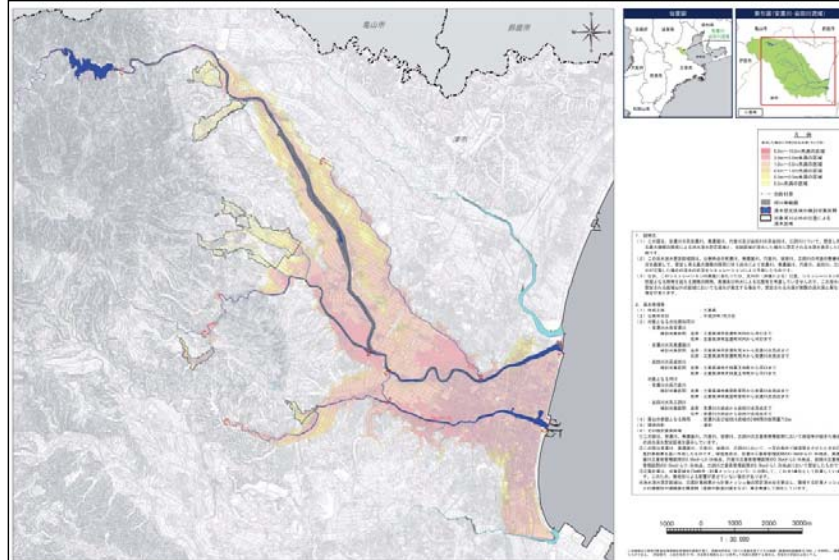
- ・平成27年度の水防法改正により、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨を、**従来の計画規模の降雨に加え、想定最大規模の降雨も対象**として指定
- ・**直轄管理河川**は洪水浸水想定区域及び浸水継続時間等を**平成28年度**に公表
- ・**県管理河川**についても**順次公表予定**

〈公表資料・公表日〉

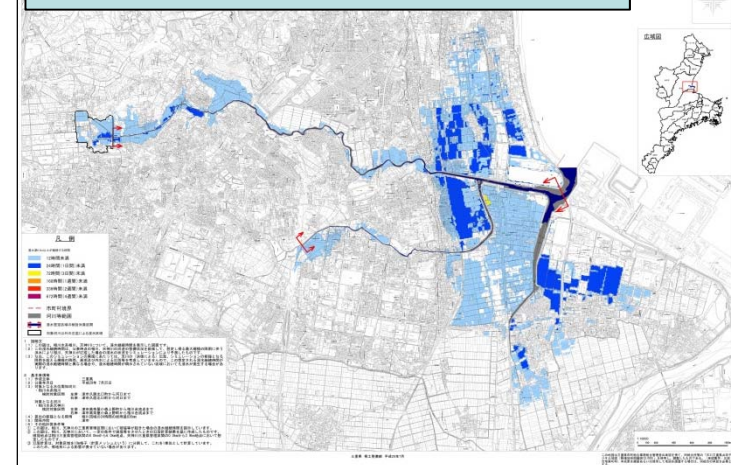
- ・洪水浸水想定区域図【**想定最大規模**】 【**計画規模**】
- ・洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）【**想定最大規模**】
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流）（**河岸侵食**）

宮川圏域	
宮川水系(指定区間)	H31年度
大堀川水系	H31年度
外城田川水系	H31年度

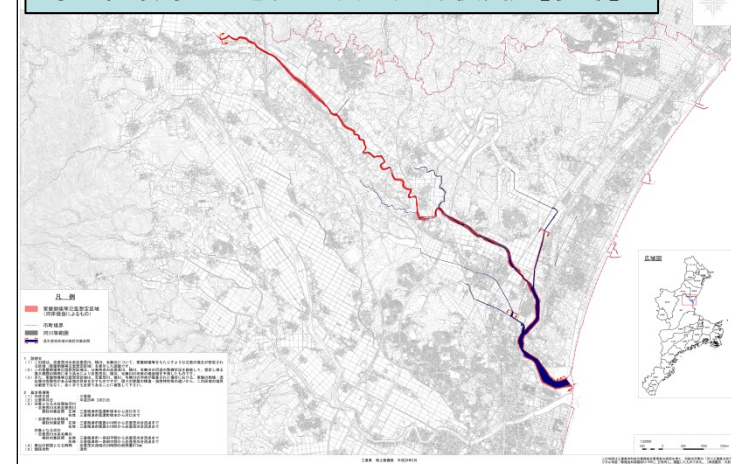
洪水浸水想定区域図(想定最大規模)【参考】



洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)【参考】



家屋倒壊等氾濫想定区域図(河岸侵食)【参考】



# 地元住民への防災に関するPR

①迅速かつ的確な避難行動の取組

【重点項目②】

宮川外大規模氾濫減災協議会

- ・市町等で実施される防災訓練やシンポジウム等の場で防災のPRを実施。
- ・平成29年度は多気町総合防災訓練及びみえ風水害対策の日シンポにてPRを実施。
- ・今後は、小中学校等の児童を対象に幼少期からの防災教育を実施。

## 多気町総合防災訓練

- ◆日時：平成29年9月3日(日) 9:00~12:00
- ◆場所：多気町民文化会館前駐車場周辺
- ◆主催：多気町
- ◆協力機関：松阪地区広域消防組合、陸上自衛隊第33普通科連隊、津地方気象台、三重県、三重県警察、日本赤十字社三重県支部、松阪地区医師会、多気町社会福祉協議会、県立相可高等学校、多気町主防災組織、多気町消防団、紀勢国道、三重河川国道  
他住民参加者含めて 約500名

### <概要>

- ・防災情報入手講習
- ・櫛田川の浸水想定区域図
- ・ポンプ車等の災害対策用車両を用いた訓練、展示



「排水ポンプ車と道路パトロール車」の説明

## みえ風水害対策の日シンポジウム

- ◆日時：平成29年9月24日(日) 13:00~16:00
- ◆場所：松阪市飯南産業センター 多目的ホール
- ◆主催：みえ防災・減災センター、三重県、三重大学 共催：松阪市、津地方気象台
- ◆参加者：約230名



「ロビーに展示したテック・フォースの概要」など



「行政の取り組みを紹介する岩下事務所長」

# 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会の開催

①迅速かつ的確な避難行動の取組

【重点項目③】

宮川外大規模氾濫減災協議会

- ・ 避難確保計画作成を促進するため、津市をモデルにして、**計画作成を支援する講習会を開催。**
- ・ 前期と後期の2回に分けて開催し、**計画作成の課題と知恵を共有。**
- ・ 今後は、モデル地区で得られた知見をもとに作成した「**講習会の企画調整運営マニュアル**」を周知し、避難確保計画策定を促進。

## 【前期講習会概要】

- ・ 主催：国土交通省中部地方整備局、三重河川国道事務所
- ・ 共催：三重県、津市
- ・ 日時：平成29年11月7日(火) (14:00~16:00)
- ・ 会場：アスト津 4階 アストホール
- ・ 出席者：約160名

### 【議事次第】

- ・ 特別講演：三重大学大学院 川口 准教授
- ・ 話題提供：気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所
- ・ 津市における災害時の防災情報伝達について：津市危機管理部
- ・ 避難確保計画作成方法について：国土交通省中部地方整備局



前期講習会の開催状況



三重大 川口 准教授による特別講演

## 【後期講習会概要】

- ・ 主催：国土交通省中部地方整備局、三重河川国道事務所
- ・ 共催：三重県、津市
- ・ 日時：平成29年11月30日(木) (14:00~16:00)
- ・ 会場：三重県総合文化センター レセプションルーム
- ・ 出席者：約70名

### 【議事次第】

- ・ ワールドカフェの進め方の説明
- ・ ワールドカフェによる課題と知恵の共有  
～避難させることができる計画を作成するために～  
【ファシリテーター】三重大学大学院 川口准教授

### ★ワールドカフェとは

- ・ カフェのようなリラックスした雰囲気での対話
- ・ つながりを意識しながら、意見交換することでグループの一体感を醸成
- ・ メンバーの組合せを変えながら4~5人単位の小グループで話し合うことで、あたかも参加者全員が話し合っているような効果が得られる。

〈第1ラウンド〉 テーマについて現状や課題を話し合う

〈第2ラウンド〉 カフェマスターを残し、別テーブルへ移動  
移動先で元テーブルの意見を出す

〈第3ラウンド〉 元テーブルへ戻り、移動先のテーブルの意見を共有



会場全体の状況



テーブルでの意見の集約状況

- ◆付箋紙(赤)：第1ラウンドの意見
- ◆付箋紙(黄)：第2ラウンドの意見
- ◆付箋紙(青)：第3ラウンドの意見
- ◆共感する意見にはいいね！の●シールを貼付

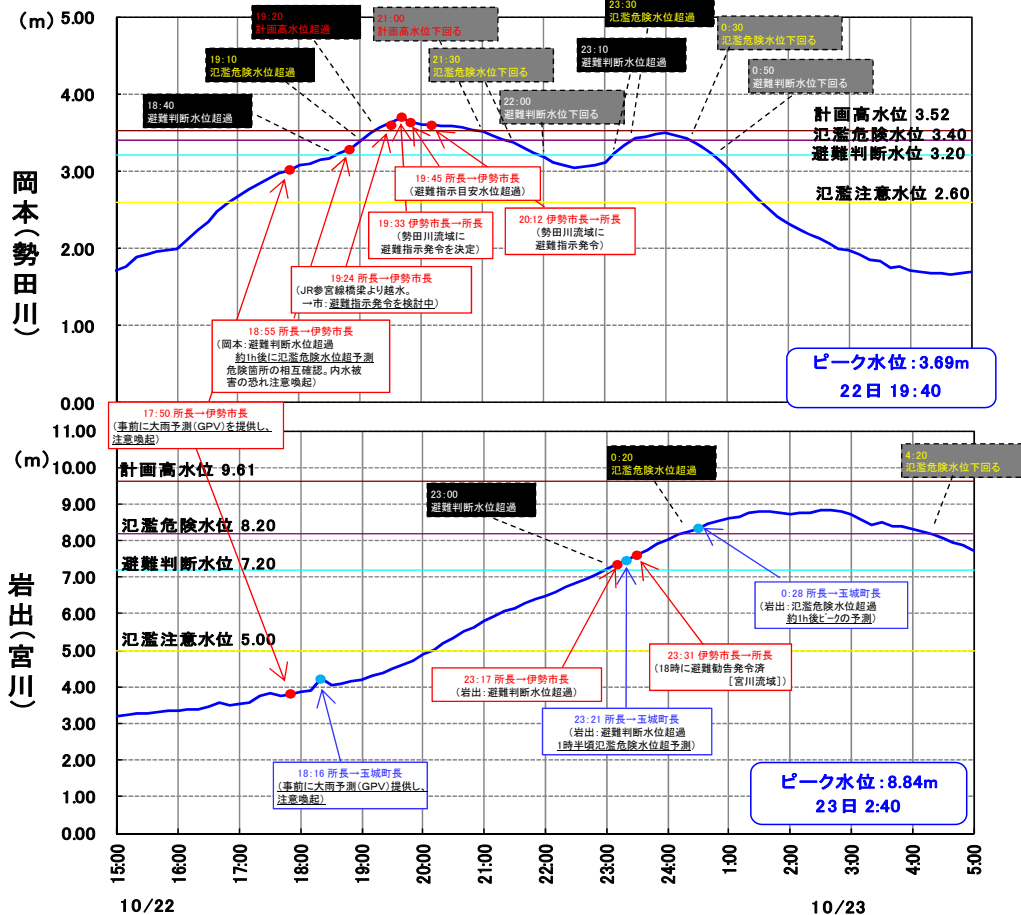
- ◆正解を導き出すのではなく、意見交換・知識の共有に主眼をおく
- ◆具体的な意見・知見の共有が図られ「計画の質の向上」に繋がる

# 宮川ホットライン(台風21号)/GPV気象予報

- ・ H29. 10月台風21号来襲時には、洪水を対象としたタイムラインに基づき、三重河川国道事務所長より各市町長へホットラインを実施。
- ・ 管内全域に80mm/h以上の雨域がかかる予測があったため、関係市町の防災ライン窓口も含め情報提供を実施。

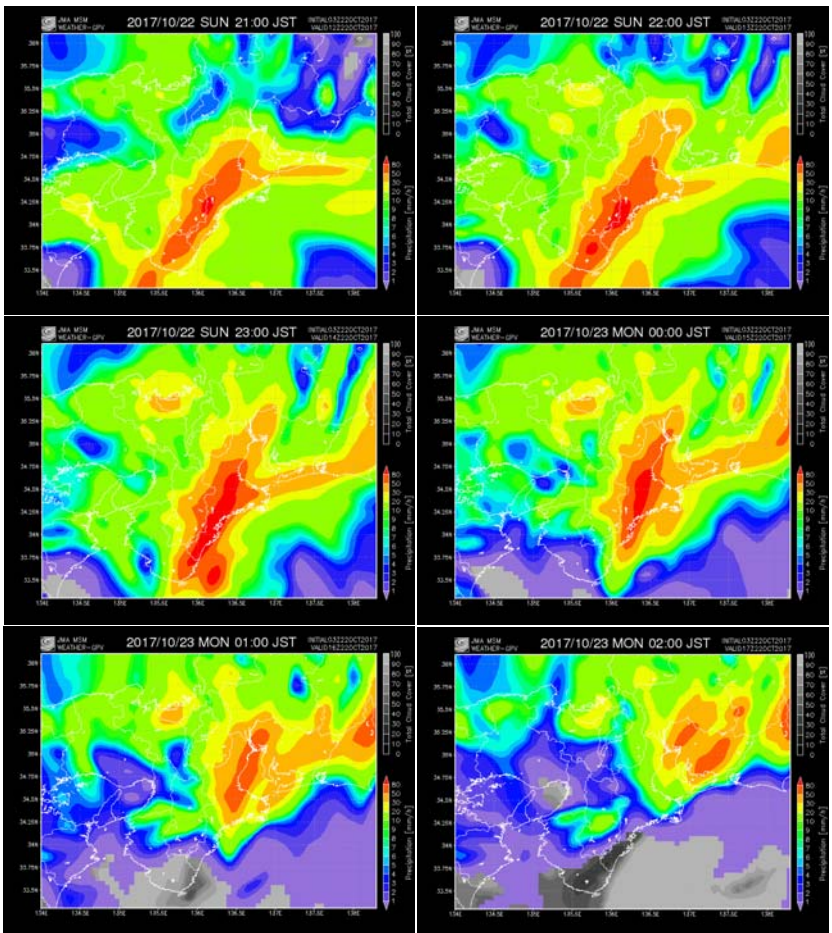
## ホットラインの実施事例

[宮川水系勢田川] 岡本観測所の水位状況とホットライン、避難情報発令等



[宮川] 岩出観測所の水位状況とホットライン、避難情報発令

## GPV 気象予報 <http://weather-gpv.info/>



# 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信の開始

宮川外大規模氾濫減災協議会

- ・平成30年5月1日から、宮川水系宮川流域自治体において洪水情報のプッシュ型配信を開始。
- ・指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報の発表を契機として、流域住民の主体的な避難を促進するために配信。



## <配信対象>

水系名	河川名	基準観測所名 (位置)	配信先
宮川	宮川	岩出 (三重県玉城町)	伊勢市、玉城町

## <配信内容>

段階	配信情報	配信契機
①	河川氾濫のおそれがある情報	対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時
②-I	氾濫が発生した情報 (※河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報)	対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時
②-II	氾濫が発生した情報 (※堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報)	対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時



# 洪水時に特化した危機管理型水位計の設置

②的確な水防活動のための取組

宮川外大規模氾濫減災協議会

- ・ 水位計の無かった河川や地先レベルの水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進させるため、洪水時に特化した低コストな水位計を開発。
- ・ 今後、直轄、県管理河川ともに洪水に対してリスクの高い箇所等を中心に設置予定。

## 【特徴】

- 長期間メンテナンスフリー（無給電で5年以上稼働）
- 省スペース（小型化）（橋梁等へ容易に設置が可能）
- 初期コストの低減  
（洪水時のみの水位観測により、機器の小型化や電池及び通信機器等の技術開発によるコスト低減）  
（水位計本体費用は、100万円/台以下）
- 維持管理コストの低減  
（洪水時のみに特化した水位観測によりデータ量を低減し、IoT技術とあわせ通信コストを縮減）

## 開発された水位計の例



堤防に設置するタイプ  
（ケーブル（計測器）を河川に入れて計測）



橋梁に設置するタイプ  
（電波や超音波で河川に触れずに計測）

## 【管内の設置事例】

勢田川左岸4.6k付近に、危機管理型水位計を設置。



### 自立型IoT 通信部

- ・ 太陽電池とバッテリーによる運用
- ・ 無給電で5年以上の稼働
- ・ IoT技術と合わせて通信コストを削減

### 水位計センサー部

- ・ 圧力式水位計センサー
- ・ 堤防天端より、-2.79m下がりの小段より水位観測可能
- ・ 10分単位で水位観測

## 【危機管理型水位計の今後の配置予定】

洪水に対してリスクの高い箇所や行政施設・病院等の重要施設がある地点を中心に設置予定。

### 直轄管理河川

- ・ 三重四川でH30年度に58箇所設置予定
- ・ 宮川水系に 8箇所設置予定  
（勢田川左岸4.6k含む）

### 県管理河川

- ・ 三重県全体で3年間で181箇所設置予定
- ・ 40箇所設置工事契約済み

※設置数は、今後の調整状況等により増減することがあります。 7

# 訓練による習得技術にて津市職員による排水ポンプ車の操作を実施

②的確な水防活動のための取組

宮川外大規模氾濫減災協議会

- ・ H29. 8月台風5号来襲時には、津市高茶屋地区が内水氾濫する恐れが発生したため、津市からの支援要請に基づき中部地方整備局所有の災害対策車両（排水ポンプ車）を派遣。
- ・ 毎年開催している市町職員向けの災害対策機械の操作訓練において、操作方法を習得し、津市職員のみで排水作業を実施し、浸水被害を防止。
- ・ 操作方法の習得ため、操作訓練を継続して開催。

## 【防災対応時系列】

H29. 8. 7 15時00分 津市より排水ポンプ車1台の支援要請  
 16時00分 三重河川国道事務所より排水ポンプ車を現地へ派遣  
 16時20分 現地到着

※設置・稼働確認後に津市職員により排水作業を実施(三重河川国道事務所職員は帰所)

H29. 8. 8 1時07分 排水作業完了  
 12時00分 稼働確認後、事務所へ返却



排水ポンプ車による排水作業実施状況



排水ポンプ車訓練状況



照明車訓練状況



衛星通信車訓練状況

(参考) 平成29年度の災害対策機械操作訓練  
 ○開催場所…松阪市早馬瀬町(柳田川河川敷)  
 ○参加機関…三重県、鈴鹿市、津市、松阪市、多気町、伊勢市、鳥羽市、名張市、紀宝町、三重県建設業協会、国交省(計106名)  
 ○開催日…平成29年5月25日(木)

# 洪水氾濫を未然に防ぐ対策・危機管理型ハード対策の進捗状況

宮川外大規模氾濫減災協議会

- ・ 優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削等の「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」及びアスファルト舗装による天端保護等の「危機管理型ハード対策」を実施中
- ・ 平成32年度完成を目標に、引き続きハード対策を実施

## 洪水氾濫を未然に防ぐ対策



宮川 2.9k+42m~3.1k 左岸

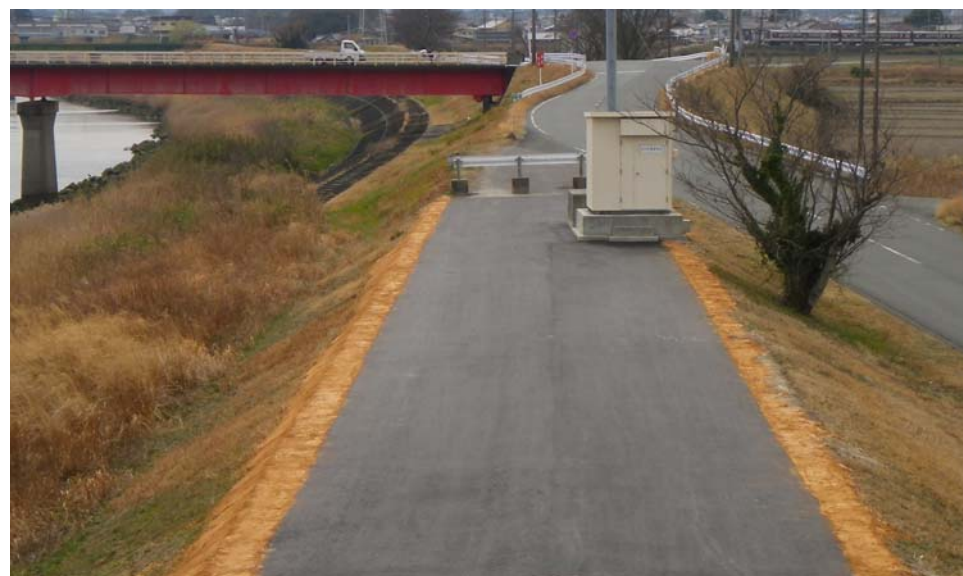
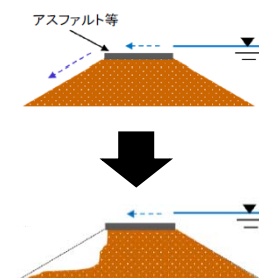


宮川 7.0k~ 7.2k 右岸

## 危機管理型ハード対策

### <堤防天端の保護>

堤防天端を保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水時の法肩部の進行を遅らせる。



宮川 4.45k~ 4.50k 左岸

# 河川維持管理技術者等の専門的な技術者等の活用

宮川外大規模氾濫減災協議会

- ・ 水害時の対応では、地域の河川の特長や災害等の特性・履歴に関する十分な理解と知識が必要。
- ・ 河川管理においては、平成25年河川法の一部改正により、河川管理施設等を適切に維持・修繕することが義務化。しかし、基準化が進んでも現場の経験に基づいた適切な判断が必要。
- ・ 河川維持管理技術者等資格制度を創設し、河川管理において経験豊富な専門的な技術者を活用。

## 河川の維持管理の現状と課題

「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について(平成25年4月、社会資本審議会答申)」

- ・ 河川管理施設等の老朽化の進展、維持管理に関する社会的な関心の高まりを背景に、平成25年、河川法の一部改正により、河川管理施設等を適切に維持・修繕することが義務化された。
- ・ 一方では、河川の維持管理は、基準化が進んでも依然として現場での経験に基づいた適切な判断を必要とするが、豊富な経験を有する**技術者の確保が困難**になりつつある。
- ・ **客観性のある資格制度を創設し**、河川管理の特質を理解し**豊富な経験を有する官民の技術者の知見を活用**して、技術を継承し、管理水準を維持する仕組みを構築する必要がある。

## 河川維持管理技術者資格制度の創設

- ・ 平成27年2月に一般財団法人河川技術者教育振興機構設立
- ・ 平成27年度から、「河川維持管理技術者」、「河川点検士」資格試験開始

	河川維持管理技術者	河川点検士
期待される社会的役割	地域の河川に熟知し、 <b>維持管理についての的確な状態の把握と対応の提案等を行う</b> ことで維持管理の実務や地域の安心に貢献する	マニュアル等を熟知し <b>点検を確実に実施して変状を把握</b> することで維持管理の実務に貢献する
技術者像	河川の維持管理に求められる <b>応用的技術、経験や、地域の河川に関する知識、経験を有する</b> 技術者	河川の維持管理に関する <b>基本的技術・経験を有する</b> 技術者
求められるスキル	河川の状態把握と分析、対応案の検討技術 地域の河川の特長や改修・災害等の特性・履歴に関する十分な理解 河川管理上の <b>判断に有益、的確な提案</b> とそれに必要となるコミュニケーションを行う能力	点検要領等のマニュアル類に即して的確に河川の維持管理に必要な <b>点検を実施できる技術</b>

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく  
減災に係る取組方針に対する  
各機関の取組事例

---

平成30年7月30日

宮川外大規模氾濫減災協議会

# 伊勢市

# 勢田川流域等浸水対策協議会の設立

- ・平成29年10月台風第21号により勢田川、桧尻川、汁谷川流域は甚大な被害を受けたことにより、国土交通省、三重県、伊勢市は「勢田川流域等浸水対策協議会」設立（平成30年1月26日）。
- ・浸水被害軽減のためのハード対策、ソフト対策をより効果的に推進する「勢田川流域等浸水対策実行計画」を策定（平成30年6月19日）。



# 勢田川流域等浸水対策実行計画より

## 浸水被害軽減対策

### 2 浸水被害軽減対策

浸水被害軽減のため、勢田川、椋尻川流域の河川整備や下水道整備等の考えられる浸水対策を検討し、整備や施策の早期効果の発現や実現性(実施可能時期)等を考慮し、短期・中長期の計画に基づき、関係機関(伊勢市、三重県、国土交通省)が連携してハード・ソフト対策を一体的に取り組みます。

#### (1) 浸水被害軽減対策のメニュー



#### (2) 主なハード対策

##### 緊急的な堤防かさ上げ

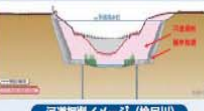
勢田川では、平成29年10月(台風第21号)洪水で河川からの氾濫が発生したJR参宮線勢田橋梁部付近と北新橋右岸下流(平成30年6月完成済)において、緊急的に堤防かさ上げを実施します。



特殊堤防設置イメージ (JR 参宮線勢田川橋梁部付近)



特殊堤防設置状況 (北新橋右岸下流)



河道掘削イメージ (椋尻川)

##### 河道掘削

勢田川・椋尻川では、河川の水位を下げるために、河道断面を増やす掘削を実施します。

##### 排水機場ポンプ増強

家屋浸水被害の防止のため、下水道整備等と事業調整を図り、椋尻川排水機場ポンプ、勢田川排水機場ポンプの増強を実施します。



椋尻川排水機場ポンプ増強

##### 逆流防止フラップ弁設置

勢田川からの逆流による浸水を防ぐために、排水管等の逆流防止フラップ弁設置を行います。



逆流防止フラップ弁設置予定の排水管

##### 下水道整備

雨水排水不良による浸水を防ぐために、優先度の高い地域から雨水ポンプの増強や雨水排水路の整備を実施します。

##### 流域における総合治水対策

河川整備や下水道整備等に加え、各流域の流出抑制に向けた保水機能・遊水機能を確保する対策を検討します。

#### (3) 主なソフト対策

##### 危機管理型水位計の設置

河川水位情報をリアルタイムに把握でき、避難準備等に活用できるように危機管理型水位計を設置します(国は勢田川に平成29年度末に設置済)。また、危機管理型水位計運用システムにより、水位情報の提供を行います。



危機管理型水位計

##### 洪水浸水想定区域の説明会の実施

洪水浸水想定区域の説明会およびワークショップを開催し、住民自らの的確な避難判断につなげます。



洪水浸水想定区域説明会の様子

##### ハザードマップの更新

指定区間(県)の洪水浸水想定区域図を作成し、ハザードマップの更新を行います。

##### 伊勢市防災大学の開催

伊勢市防災大学を開催し、市民の防災知識を深め、防災に対する意識高揚を図ります。



伊勢市防災大学の開催の様子

##### 伊勢市防災コーディネーターの認定

防災士の資格を持つ市民が伊勢市防災コーディネーターとして、地域の防災講習会やワークショップのスタッフとして参加し、防災意識の高揚に向け、今後も継続して実施します。



防災コーディネーター研修を受ける様子

##### 防災啓発体制、防災教育の強化

防災マネージャー及び防災アドバイザーの体制で、自治会やまちづくり協議会における防災講習・訓練を実施します。防災教育では、国土交通省、気象庁、京都大学、まちづくり協議会などが連携して、講習会やワークショップを開催します。

#### ○主なハード対策

- ・河道掘削
- ・排水機場ポンプ増強
- ・逆流防止フラップ弁設置
- ・下水道整備
- ・流域における総合治水対策

#### ○主なソフト対策

- ・危機管理型水位計の設置
- ・洪水浸水想定区域の説明会の実施
- ・ハザードマップの更新
- ・伊勢市防災大学の開催
- ・伊勢市防災コーディネーターの認定
- ・防災啓発体制、防災教育の強化



**多氣町**

# 多気町における取り組み

## ◆防災マップの作製・配布

- ・想定最大浸水区域および浸水深を記載した防災マップを作成し、町内各戸(約5,000世帯)へ配布
- ・あわせて、土砂災害警戒区域も記載
- ・裏面には、地震を含めた防災・減災に関する各種情報を記載



**大台町**

# 避難確保計画策定と訓練の実施について

大台町

## 1. 要配慮者利用施設への説明会の実施

- 平成29年9月8日(金)  
施設の施設長等への説明会を実施

### 内容

- ①土砂災害防止法の改正による避難確保計画を作成する義務
- ②土砂災害を想定した避難訓練の実施義務
- ③利用施設の災害時相互応援

## 3. 計画の提出状況(7月10日現在)

社会福祉施設等	9施設(75%)
学校等	7施設(100%)

未提出の施設には提出を促すとともに、提出してもらった施設には訓練を実施してもらう

## 2. 対象となる施設

土砂災害警戒区域内にあって、地域防災計画に位置付けられている施設

- ・社会福祉施設等 12施設
- ・学校・保育園等 7施設



## 【今年目標】

- ①計画の作成率を100%
- ②避難訓練を年1回以上実施
- ③宮川福祉施設組合での訓練に役場も協力

## 【今後の目標】

全ての施設で訓練を実施

施設のための訓練ではなく、地元消防団や地区自主防災組織等と協力しての訓練を実施

休日や夜間を想定した訓練の実施



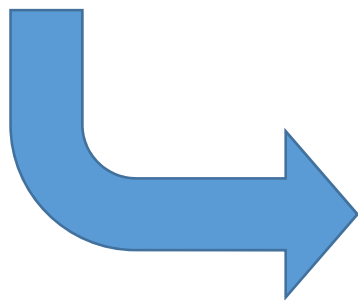
# 玉城町

# 「玉城町の取り組み」





# 外城田川 浚渫



# 外城田川流域治水整備計画検討

## 平成30年度

- 1 資料収集
- 2 現地調査
- 3 流域特性の把握
- 4 排水機能の評価
- 5 浸水原因の推定
- 6 浸水対策の検討
- 7 段階整備の検討

## 平成31年度

- 1 浸水想定区域図の作成
- 2 ハザードマップの作成

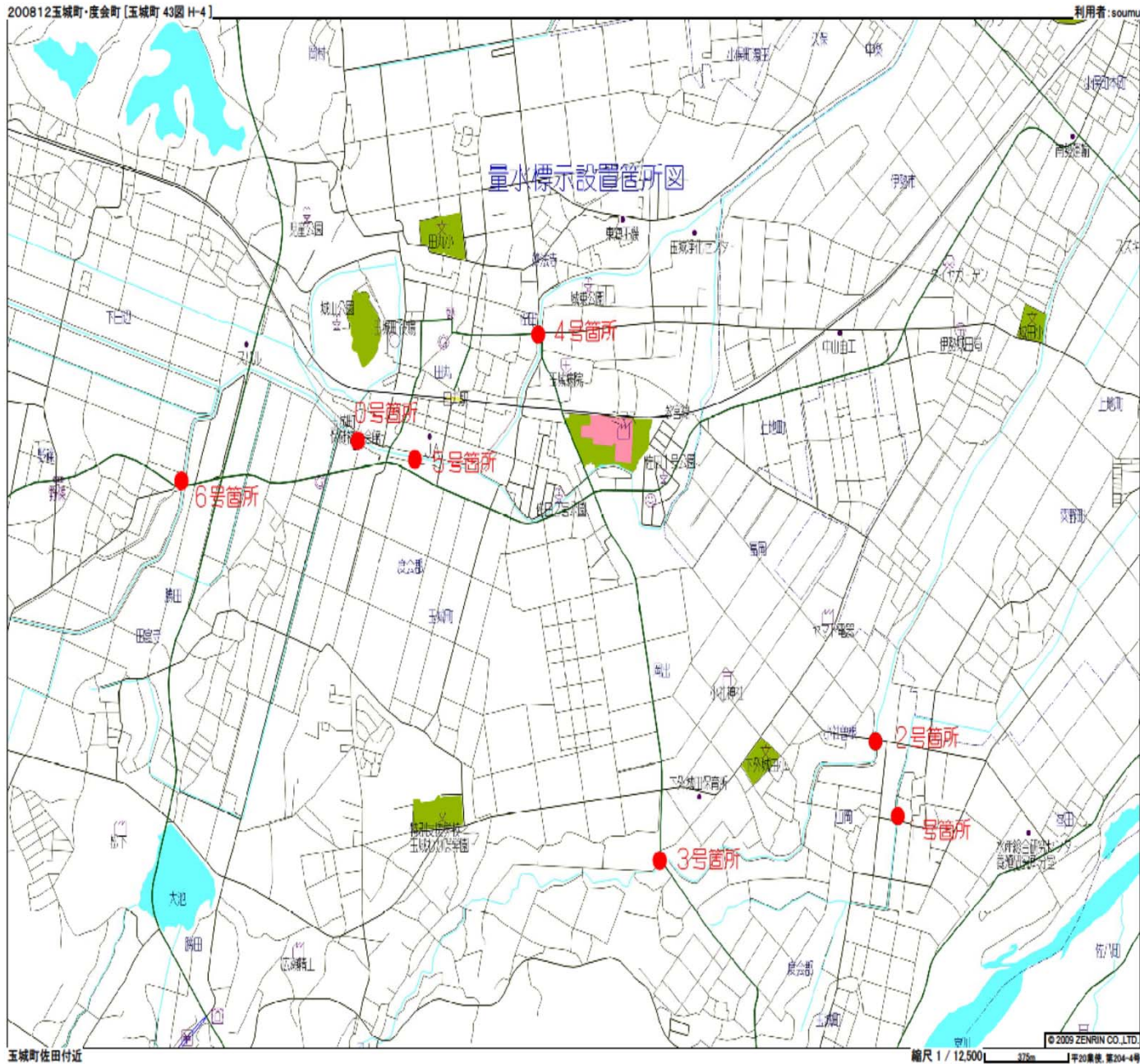
**取組① 防災計画の見直し**  
市町タイムラインの作成

**取組② 防災・まちづくりの研修会**  
紀宝町への視察

**取組③ 自主防災組織の取組支援**  
防災技術指導員の配置

**取組④ 住民への情報提供**  
河川量水標の設置 (4河川 7箇所)  
危機管理型水位計の設置 (1箇所)  
河川監視カメラの設置 (2河川 3箇所)

# 水位表示の設置



# 水位表示の設置



菱川 山岡地内

外城田川 佐田地内



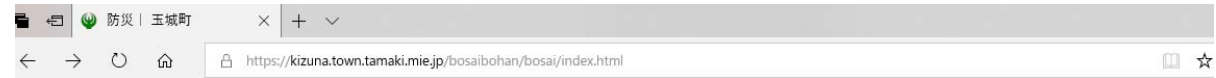
# 公衆無線LANの設置



各小中学校 体育館に設置



# ため池ハザードマップ(玉城町ホームページ)



## 玉城町ため池ハザードマップ

玉城町ため池ハザードマップを作成しました。  
ハザードマップの活用方法等についてはこちら [\(725KB\)](#) をご覧ください。



- ▶ [ハザードマップ\(原新池\) !\[\]\(5774573cf757c446bb08af21f46b2969\_img.jpg\) \(3.17MB\)](#)
- ▶ [ハザードマップ\(吹池\) !\[\]\(a502cb21d600ba28a5cdf414d68eef89\_img.jpg\) \(3.06MB\)](#)
- ▶ [ハザードマップ\(里山池\) !\[\]\(b90ad4352d6e82333440a21dde15d657\_img.jpg\) \(2.91MB\)](#)
- ▶ [ハザードマップ\(大池\) !\[\]\(c887fe1bc1f2363e586d4073ecf6e4e9\_img.jpg\) \(2.76MB\)](#)
- ▶ [ハザードマップ\(汗谷池\) !\[\]\(6b4f3dc203aec028edcb7a0552d685ad\_img.jpg\) \(3.18MB\)](#)
- ▶ [ハザードマップ\(中角池\) !\[\]\(2c0c58cb268bb8420b6fc93187c8f293\_img.jpg\) \(2.94MB\)](#)

### 平成28年

- ▶ [世古池 !\[\]\(e7a5b2ecc7ab80b32b565dd7dfa9a5a9\_img.jpg\) \(2421KB\)](#)
- ▶ [吉祥寺池 !\[\]\(51a3b3d739efe92b5a87bb7fdd8bc4bf\_img.jpg\) \(2459KB\)](#)
- ▶ [牛尾崎池 !\[\]\(ebb8dcf4bf19cae7a44506695af49594\_img.jpg\) \(2652KB\)](#)
- ▶ [ヒジヤ池 !\[\]\(07dc25d18d466be82f39170ef767d9cd\_img.jpg\) \(3851KB\)](#)
- ▶ [奥池 !\[\]\(96664e733fc01177c2aa9b1fca87093c\_img.jpg\) \(3308KB\)](#)
- ▶ [押野池 !\[\]\(d36218996868ebf3f9a154f16e8f90c9\_img.jpg\) \(2979KB\)](#)

### 平成29年

- ▶ [本田池 !\[\]\(dce81645e0100714e86d66fe4d06ecba\_img.jpg\) \(2138KB\)](#)
- ▶ [新池\(坂本\) !\[\]\(2f7100595fe61fbdc3e7ec71332af01e\_img.jpg\) \(2143KB\)](#)
- ▶ [垂神池 !\[\]\(c642f5e2c9782d94443748a0940dbd21\_img.jpg\) \(2944KB\)](#)

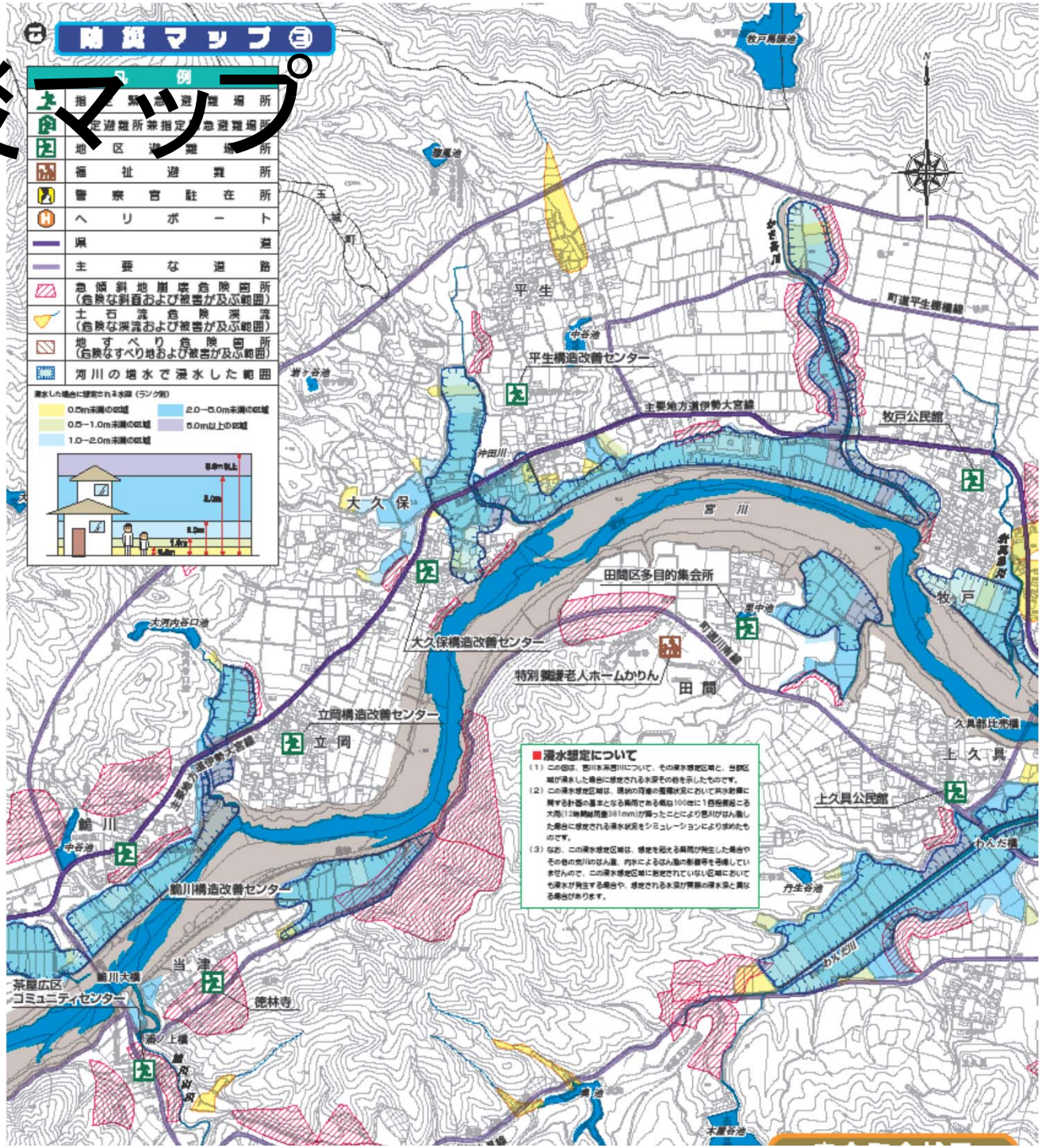
**度会町**



# 度会町における取組



# 防災マップ



# 現地での出水状況の確認



# 大紀町

# 「大紀町防災の日」避難訓練

## 1. 訓練の目的

いつ発生してもおかしくないと言われる南海トラフを震源とした巨大地震・津波から住民の命を守るため、自主防災組織や防災関係機関等と連携しながら避難訓練を実施することにより、常日頃からの災害に対する心構えを養うことで防災意識の高揚を図り、災害発生時における迅速かつ効果的な応急対策活動体制の確立を目的とする。

## 2. 訓練の日時

毎年 12月7日

## 3. 訓練の場所

大紀町全域

### ○海岸地区(錦地区)

地震津波を想定した高台避難所への避難訓練

### ○山間地区(七保地区・滝原地区・阿曾地区・柏崎地区・大内山地区)

地震を想定した屋外及び最寄りの避難所への避難訓練

# 「夜間避難訓練」

## 巨大地震による大津波を想定した避難所への避難訓練

### 1. 訓練の目的

いつ発生してもおかしくないと言われる南海トラフを震源とした巨大地震の発生により、大きな揺れや大津波から住民の生命を守るため、日頃から避難訓練を実施することにより、災害に対する心構えを養うことで防災意識の高揚を図る。また、昼夜を問わず発生する大地震に備えるため、夜間の発生を想定した避難訓練を実施することにより、夜間避難における安全かつ効果的な避難行動の確立を図るものとする

### 2. 訓練の日時

毎年 10月頃 午後 7時 00分～

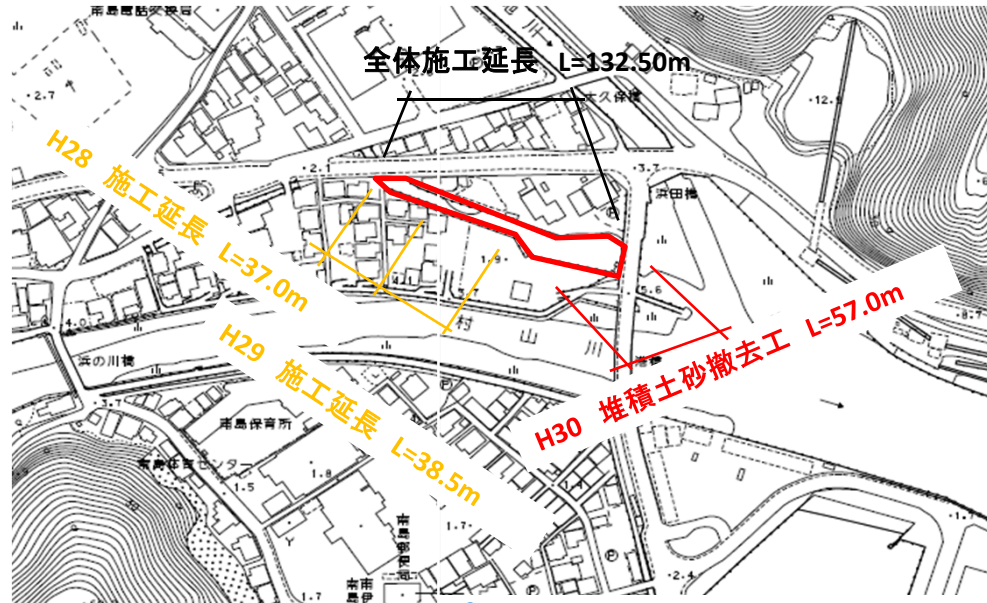
### 3. 訓練の場所

大紀町 錦 地域

# 南伊勢町



●町単独事業による堆積土砂撤去（建設課所管）



before



after



H30 施工予定箇所(下流側)

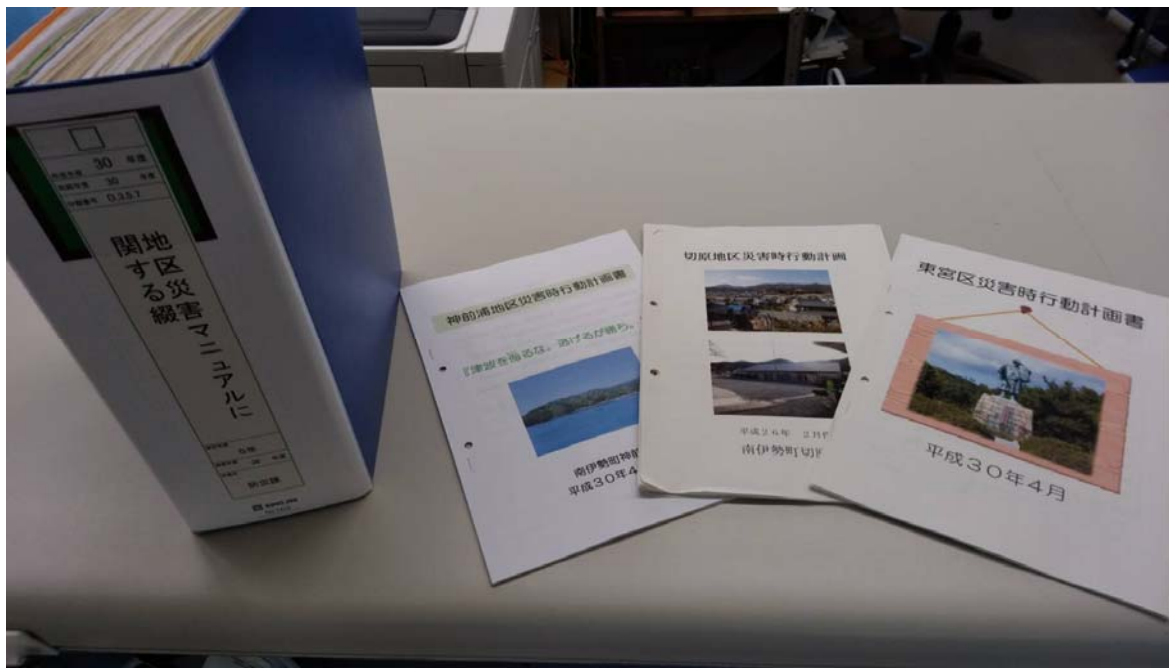


河川断面内に葦が生え川の流が悪くヘドロや土砂の堆積により、通水断面を著しく阻害され、異常出水時には、越水等が懸念されるため、土砂撤去等により健全な流水断面を確保する。

H28・29年度実施済み(L=75.5m C=10,202千円) H30施工予定(L=57.0m C=4,500千円)

## ● 自主防災組織の強化・活性化（防災課所管）

地区災害時行動計画書 全38地区作成済み



町全地区で自主防災組織(区)が結成されています。

地域づくり支援事業により役場全職員が各38地区の担当に分かれて、災害時における被害の防止または軽減を図るため『地区災害時行動計画書』を作成。

# 津地方気象台

# 基準作成の考え方と大まかな流れ

- 基準値は、過去20年分以上の災害発生／非発生時の指数値を統計的に調査して設定する。
- インフラの整備状況は災害頻度や被害規模として現れるので、災害実績に基づき設定する基準値には、その効果が間接的に反映されている（ex.整備が進む等の理由から過去に災害が発生していない地域では、基準値が高く設定される）。
- 下水道や河川堤防の整備状況などが違うため、同じ雨が降ったとしても災害の起こりやすさには地域差がある。基準値はその地域差を表現するものである。
- 基準値の妥当性は定期的に確認・評価（1年に1回、最新の災害資料等を追加して、災害との関係を精査）するとともに、必要に応じ、適切な基準値への見直しを行う。

## 災害資料の収集整理

- 「水害統計」等をもとに過去20年分以上の災害資料を整理。
- 自治体（都道府県）と協議のうえ、あらかじめ、警報や注意報の対象となる災害を定義しておく。

## 大雨事例の整理

- 調査期間における毎時の表面雨量指数と流域雨量指数を計算。
- 一雨ごとに災害と指数の値をとりまとめ、大雨事例ファイルとして整理する。

## 基準値案の作成

- 統計処理（コストロスモデル）により、基準値案を作成する。
- できるだけ少ない基準超過頻度で、多く対象災害を捕捉できるような基準値案を算出する。

## 基準値案の評価

- 災害捕捉率や適中率といった統計評価をもとに基準値案の妥当性を確認する。
- 基準値の妥当性は定期的に確認評価する。

# 松阪建設事務所

### 3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

#### 23 洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)

・ 河道内に堆積した土砂・河川内の樹木により、流下能力が低下している箇所を解消するため堆積土砂の撤去、河川内の樹木の伐採を実施します。

・ 撤去箇所については、県と市、町で優先度を協議しながら選定します。

堆積土砂撤去の取組事例（平成29年度一級河川宮川河川堆積土砂撤去工事）



# 伊勢建設事務所

# 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

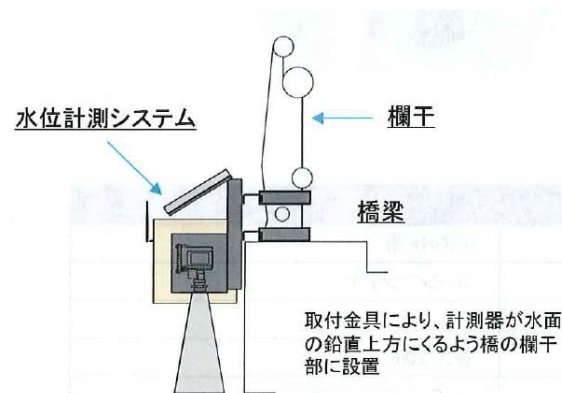
## 13 危機管理型水位計及び量水標等の整備

- ・ 水防団等が現地の出水状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標等の設置を行います。

設置予定箇所



危機管理型水位計設置イメージ





### 3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

#### 22 洪水氾濫を未然に防ぐ対策(河川改修)

- ・ 計画的な河川改修を実施します。

河道拡幅による必要流下能力の確保

